

基幹相談支援センター事業について

1 設置の狙い

- ・相談支援事業所等の相談支援従事者が適切な支援を展開するためのサポートを行い、これを通じて日常的に人材育成を行う。
- ・特に、従来の支援体制では必ずしも対応しきれていない支援困難ケース（※）への確実な介入と継続支援を確保できるようサポートする。

（※）支援困難ケースの例

- ①自ら支援を求める行動を起こすことが難しい障害児者
- ②一世帯に複数の障害児者や高齢者がおり、養育環境、介護体制、生活困窮など複合的な課題を抱えている方
- ③支援が途切れており、問題が長期化・複雑化している方 等

2 主な業務内容

（1）相談支援事業所等の支援者への支援

上記（※）に例示したような困難な課題を抱えた障害者を支援する相談支援事業所に対する支援を主として行う。

特に、障害福祉サービスの利用計画の作成を専門に行う指定特定相談支援事業所は市内に40カ所あるが、そのうち相談員が1人のみの事業所が約半数を占め、組織内ではOJT等のサポートを得られにくい中で、計画相談支援の実務等に追われている。基幹相談支援センター事業では相談支援事業所への訪問等を通じ、これら事業所の支援に関する課題を把握し、必要に応じ多角的な見立てやニーズの整理等をサポートしながら、一緒に考え、共同支援等を行う。

また、上記（※）の支援困難ケースにはチームケアが想定される。しかし、機関間の認識や判断にずれがあり、それが修正されない場合、共同関与に至らずに、介入・支援が不十分となり、結果的に支援が途切れてしまったり、事件・事故に至るケースもある。そうした一連のケアマネジメント及びチーム形成の過程における不具合の修正とチームの支援力強化に資するよう共同支援等を実施する。

こうした実践的支援を通じ、組織を超えた人材育成を行う。

（2）研修の企画実施

障害者ケアマネジメント従事者養成研修や計画相談支援実務研修等の企画実施を担う。また、県の法定研修の実習受入については関係機関と対応を検討する。

（3）他機関との協働の促進

地域生活支援拠点モデル事業など、障害分野はもとより、特に8050問題に共に直面し

ている地域包括支援センターや第一層生活支援コーディネーター、民生委員児童委員等と情報共有を行って、協力関係の構築に努める。

3 体制等

- ・ 設置場所：障害者総合支援センター内
- ・ 人員体制：常勤換算で約4名（保健師，心理，福祉等）
- ・ 事業開始：令和2年7月（4～6月までは準備期間とする）

4 広報

基幹相談支援センターは、相談支援事業所等の支援者に対する支援を行う機関のため、広く一般への周知は行わない。なお、相談支援事業所へは事業所への訪問等により周知する予定。

また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の障害福祉以外の関係機関への周知方法については、会議の場での周知のほか適切な方法を検討中。

5 今後の方向性

基幹相談支援センター事業は当初直営で実施するが、将来的には民間事業者への委託を想定しており、令和3年度以降、民間事業者と共に支援者支援を実施するなどにより委託先候補の育成を行う。